

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(1) 地方税制度のあり方

(2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この設置要綱は、平成19年4月20日から施行する。

岡山県税制懇話会委員

氏 名	役 職	備 考
岡本輝代志	岡山商科大学学長補佐	
澤根みどり	税理士	
千葉 喬三	学校法人就実学園理事長	
成田美和子	岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長	
平野 正樹	岡山大学経済学部教授	
晝田 眞三	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長 ヒルタ工業株式会社代表取締役会長	
豆原 直行	院庄林業株式会社相談役	
山下 広美	岡山県立大学保健福祉学部教授	

岡山県産業廃棄物処理税条例

平成十四年六月二十八日
岡山県条例第四十七号

岡山県産業廃棄物処理税条例をここに公布する。

岡山県産業廃棄物処理税条例

(産業廃棄物処理税)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定により、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用(以下「産業廃棄物対策促進費用」という。)に充てるため、及び地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定により保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)に対し産業廃棄物対策促進費用に充てる財源を交付するため、産業廃棄物処理税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条及び第十四条第二項において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分業者 廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村(市町村の組合を含む。次号において同じ。)及び廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事(保健所設置市にあっては、その長。同号において同じ。)の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。)を受け、産業廃棄物の最終処分を業として行う者をいう。
- 三 最終処分場 前号の市町村が設置する一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。)の最終処分場及び廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。)をいう。

(平一五条例四九・平一六条例五二・一部改正)

(納税義務者等)

第三条 産業廃棄物処理税は、事業者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。))を含む。次項において同じ。)がその排出する産業廃棄物の最終処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者

- 2 産業廃棄物処理税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者

(課税標準)

第四条 産業廃棄物処理税の課税標準は、前条第一項又は第二項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第五条 産業廃棄物処理税の税率は、一トンにつき千円とする。

(徴収の方法)

第六条 産業廃棄物処理税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第三条第二項の規定により産業廃棄物処理税を課する場合においては、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者等)

第七条 最終処分業者を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

3 前二項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物処理税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第八条 前条第一項の規定により特別徴収義務者に指定された者は産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により特別徴収義務者に指定された者は直ちに、その特別徴収すべき産業廃棄物処理税に係る最終処分場ごとに、当該最終処分場における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 最終処分場の所在地及び名称

三 事業開始年月日

四 その他参考となるべき事項

3 第一項の登録を受けた者は、その登録事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処理税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第四項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第四項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物処理税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、知事にその旨を届け出るとともに、その証票を返さなければならない。

(申告納入)

第九条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量(当該重量にトン位以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の重量とする。第十二条において同じ。)、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(徴収猶予)

第十条 知事は、法第十五条の規定による場合のほか、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分料の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処理税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合においては、その徴収猶予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

2 知事は、前項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十一条 知事は、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者が最終処分料の料金及び産業廃棄物処理税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処理税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処理税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物処理税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物処理税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付)

第十二条 第六条ただし書の規定により産業廃棄物処理税を申告納付すべき納税者(第十四条第一項及び第十五条第一項において「産業廃棄物処理税の納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物処理税に係る課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後にお

いてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第十三条 最終処分場を設置しようとする者(第八条第一項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の五日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 最終処分場の設置者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 最終処分場の所在地及び名称
- 三 最終処分の開始年月日
- 四 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

(帳簿の保存等)

第十四条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者及び産業廃棄物処理税の納税者(以下この条において「特別徴収義務者等」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 2 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入に際して廃棄物処理法において作成すべきこととされている書類等のほか、最終処分に係る委託契約書その他規則で定めるものを当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から一月を経過した日から五年間保存しなければならない。
- 3 特別徴収義務者等は、第一項の帳簿(以下この条において「帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 4 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、第二項の規定により保存しなければならないこととされている書類等(以下この条において「書類等」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。
- 5 前項に規定するもののほか、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全

部又は一部について、当該書類等に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合であつて、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。

- 6 特別徴収義務者等は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条において同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。
- 7 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者は、書類等の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた書類等の保存に代えることができる。
- 8 第三項の承認を受けている特別徴収義務者等又は第四項の承認を受けている特別徴収義務者は、規則で定める場合において、帳簿又は書類等のうち第三項又は第四項の承認を受けているものの全部又は一部について、規則で定めるところにより、知事の承認を受けたときは、当該承認を受けた帳簿又は書類等に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた帳簿又は書類等に係る電磁的記録の保存に代えることができる。
- 9 知事は、第三項から前項までのいずれかの承認を受けている帳簿又は書類等(以下この項において「電磁的記録に係る承認済帳簿等」という。)の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済帳簿等について、その承認を取り消すことができる。
 - 一 その電磁的記録の備付け又は保存若しくは電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が行われていないこと。
 - 二 その電磁的記録の備付け又は保存若しくは電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が第三項から前項までに規定する規則で定めるところに従って行われていないこと。
- 10 知事は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知するものとする。

(平一八条例一一・一部改正)

(更正及び決定の通知等)

第十五条 知事は、法第七百三十三条の十六の規定により産業廃棄物処理税の更正及び決定をした場合においては、その旨を産業廃棄物処理税の特別徴収義務者又は産業廃棄物処理税の納税者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知をした場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。)があるときは、当該通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収する。

(賦課徴収)

第十六条 産業廃棄物処理税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の定めるところによる。この場合において、同条例第二条第二号中「狩猟税」とあるのは「/狩猟税/産業廃棄物処理税/」と、同条例第八条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)」と、同条例第十条第一項中「七 前各号以外の県税(特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車取得税、自動車税並びに鉦区税を除く。)にあつては、課税客体の所在地」とあるのは「/七 産業廃棄物処理税にあつては、最終処分場の所在地/八 前各号以外の県税(特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、たばこ税、自動車取得税、自動車税並びに鉦区税を除く。)にあつては、課税客体の所在地/」と、同条例第二十三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは岡山県産業廃棄物処理税条例」とする。

- 2 産業廃棄物処理税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(平一五条例三七・平一六条例三三・平一六条例五二・平二一条例三五・一部改正)

(使途)

第十七条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物処理税額に相当する額から次項の規定により保健所設置市に交付する額に相当する額及び産業廃棄物処理税の徴収に要する費用として規則で定める額の合計額を控除して得た額を、産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

- 2 知事は、保健所設置市に対し、規則で定めるところにより、県に納入され、又は納付された当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税額に相当する額に規則で定める率を乗じて得た額の二分の一に相当する額を交付するものとする。

- 3 保健所設置市は、前項の規定により交付を受けた金額を産業廃棄物対策促進費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物処理税について適用する。

(平成一四年規則第一一七号で平成一五年四月一日から施行)

(施行前の準備)

- 2 第七条第一項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別

徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第八条第一項(次項の規定が適用される場合を含む。)及び第四項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に最終処分を業として開始しようとするものとみなして、第八条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の最終処分を業として開始しようとする日の五日前までに」とあるのは「直ちに」とする。

4 施行日において現に最終処分場を設置している者については、施行日に当該最終処分場を設置しようとするものとみなして、第十三条第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該最終処分場における産業廃棄物の最終処分を開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(検討)

5 知事は、岡山県産業廃棄物処理税条例の一部を改正する条例(平成十九年岡山県条例第五十三号)の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平一九条例五三・一部改正)

附 則(平成一五年条例第三七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第四九号)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三三三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五二号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一七年規則第七号で平成一七年三月一日から施行)

附 則(平成一八年条例第一一号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第五三三号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第三五五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例

平成十五年三月十八日

岡山県条例第十号

岡山県循環型社会形成推進基金条例をここに公布する。

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例

(平二三条例五・改称)

(設置及び目的)

第一条 潤い及び安らぎのある快適な環境づくりを推進し、並びに産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進(第四条第一項ただし書及び第五条ただし書において「産業廃棄物の発生の抑制等」という。)を図るため、岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平二三条例五・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号)に基づく産業廃棄物処理税の収入額のうち一般会計歳入歳出予算(次号及び第四条において「予算」という。)に定める額

二 前号に掲げるもののほか、予算に定める額

(平二三条例五・全改)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。ただし、第二条第一号に掲げる額として基金に積み立てられた額の運用から生ずる収益は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(平二三条例五・一部改正)

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。ただし、第二条第一号に掲げる額及びその運用から生じた収益として基金に積み立てられた額は、産業廃棄物の発生の抑制等を達成するための経費の財源に充てるものとする。

(平二三条例五・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
(岡山県環境保全基金条例及び岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 岡山県環境保全基金条例(平成二年岡山県条例第十二号)

二 岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例(平成十八年岡山県条例第四十三号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に、前項の規定による廃止前の岡山県環境保全基金条例に基づく岡山県環境保全基金のうち二億円を超える部分は第一条による改正後の岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金条例に基づく岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金として、同項の規定による廃止前の岡山県文化事業振興及び美術品取得基金条例に基づく岡山県文化事業振興及び美術品取得基金のうち十億円は第二条による改正後の岡山県文化振興基金条例に基づく岡山県文化振興基金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

(平成24年3月調査)

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等				
							重量による免税 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄	その他
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	中間処理施設又は 最終処分場への搬入	排出事業者申告納付	年1回	1,000	免税点1,000トン 未満			対象者を限定し て減免	
鳥取県	産業廃棄物処分場税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000			課税免除		・公共下水道等から生じた汚泥及びその焼却 後の燃え殻並びに汚泥焼却施設で発生するば いじんを、課税免除
岡山県	産業廃棄物処理税	H15.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
広島県	産業廃棄物埋立税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000			課税免除		・公益上その他の事由により知事が課税を不 適当と認める場合は、課税免除
青森県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					・工業用水で一定のものを自ら工業の用に供し たことにより発生する汚泥及びこれを自ら処分 した後の産業廃棄物を、課税除外
岩手県	産業廃棄物税	H16.1.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
秋田県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000 指定副産物:250					
滋賀県	産業廃棄物税		中間処理施設又は 最終処分場への搬入	排出事業者申告納付	年1回	1,000	免税点500トン未 満				
新潟県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000					
奈良県	産業廃棄物税	H16.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000					
山口県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000			課税免除		
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000				災害により生じた 産物の搬入は課 税免除	
京都府	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000					

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等			
							重量による免 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄
島根県	産業廃棄物減量税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000				<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物のうち、天災等により処理手数料が減免されているものは、課税免除 ・公益上その他の事由により知事が課税を不適当と認める場合は、課税免除
福岡県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		(課税対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・北九州市に所在する最終処分場への搬入に対しては、課税免除
佐賀県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除			<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除
長崎県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		課税免除(行政代執行した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除 ・火災・盗難等により事業継続が困難な場合は、減免 ・指定副産物を搬入する場合は、減免
熊本県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		税額の1/4を減免		<ul style="list-style-type: none"> ・指定副産物の埋入処分は、税額の1/4を減免
大分県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	1万トンを超える部分について一定の割合で軽減したものを課税標準とする	災害により生じた産業の搬入は課税免除		<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除
宮崎県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	災害により生じた産業の搬入は課税免除		(地域のボロンテア活動等により無償で受け入れた場合は申告対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・課税により地域経済に重大な影響を与えると認められる産業廃棄物(※)の施設搬入は、課税免除 ・液状の産業廃棄物について、焼却施設に搬入する場合における課税標準は、水分に相当する重量を控除した重量とする
鹿児島県	産業廃棄物税		焼却施設及び最終処分場への搬入	焼却処理・最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 焼却処分:800	大規模な災害により生じた産業の搬入は課税免除		課税免除(行政代執行した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰を使った製品製造や、焼却熱の有効利用などを行っている焼却施設への搬入は、課税免除 ・BSE関係の焼却処理は、課税免除

都道府県名	名称	導入年月日	課税客体	徴収方法	申告	税率 (円/トン)	課税免除・減免等				
							重量による免 点・減免	災害関係	自社処分	不法投棄	その他
福島県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000	1万トンを超える部分について1/2を課税標準とする		重量の1/2を課税標準とする		
愛知県	産業廃棄物税	H18.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	毎月	1,000 自社処分:500					
沖縄県	産業廃棄物税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		大規模な災害により生じた産廃の搬入は課税免除	重量の3/4を課税標準とする	課税免除(行政代執行した場合)	・最終処分業者の設置する最終処分場が所在しない、離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合の当該搬入は、課税免除 ・指定副産物の搬入は、重量の1/2を課税標準とする(自社処分に該当する場合のみ)
北海道	循環資源利用促進税		最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000					
山形県	産業廃棄物税	H18.10.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000		災害により生じた産廃の搬入は課税免除			
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	年4回	1,000 自社処分:500 ※最終処分業者を除く					
集計		H14.4.1:1 H15.4.1:3 H16.1.1:4 H16.4.1:3 H17.4.1:10 H18.4.1:3 H18.10.1:2 H19.4.1:1 (全27道府県)	・中間処理施設又は最終処分場への搬入:2 ・最終処分場への搬入:19 ・焼却施設・最終処分場の搬入:6	・排出事業者申告納付:2 ・最終処分業者特別徴収:19 ・焼却処理・最終処分業者特別徴収:6	・年1回:2 ・年4回:18 ・毎月:7	不均一課税について ・指定副産物:1 ・焼却処分:6 ・自社処分:2	・免税点設定: 2 ・1万トンを超える場合に減免: 2	・災害排だ物搬入減免:8	・課税免除:3 ・減免:3	・課税免除:3 ・その他減免: 1 (対象外:2)	

宮崎県※「対象事業者が自らの製品を製造する過程において、継続的に排出される同一種類の産廃であること」などの条件あり

各県の基本的政策・事業所の意見

〔各県の基本的施策〕

各県とも、税を創設する際の検討会等の提言を踏まえ使途事業等を決定しているものと推測されるが、概ね次のようなものが基本的施策となっている。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルのための施設整備等の助成
- ② 企業等が行う減量化やリサイクルの研究、技術開発等の助成
- ③ 不法投棄等の不適正処理監視対策や適正処理に向けた設備費等の助成
- ④ 排出事業者、処理業者等に対する研修や研修費助成
- ⑤ リサイクル製品等の認定や利用拡大対策
- ⑥ 循環型社会形成等に係る普及啓発や支援事業
- ⑦ 最終処分場等処理施設の周辺整備事業の助成

〔事業所の意見〕

本県が行ったアンケート調査の結果によると、多くの排出事業者や処理業者から、産業廃棄物処理税の導入が概ね肯定的に受け止められているほか、使途事業の内容についても概ねの賛同を得ている。